

中土佐町物価高騰対策プレミアム付商品券(第2弾)事業取扱店募集要項

1. 趣旨

物価高騰の影響を受けている町民の家計負担を軽減すること及び紙による商品券の発行のみでなく電子化した商品券を発行することによって、町民及び町内事業所のデジタル化の推進を図ることを目的として実施する中土佐町物価高騰対策プレミアム付商品券(第2弾)事業において、町が発行する商品券の取扱店となる事業者(以下「取扱店」という。)を募集するため、必要な事項について定める。

2. 商品券の概要

(1) 概要

発行総額	【電子・紙】 34,800,000円(※)
発行数	【電子】 5,000冊 【紙】 800冊(※2)
額面	【電子】 1冊当たり6,000円 【紙】 1冊当たり4,000円
販売価格	【電子・紙】 1冊当たり3,000円
プレミアム額	基本 1,000円 ※電子商品券での購入の場合は+2,000円
購入対象者	基準日時点で中土佐町住民基本台帳に登録のある方
販売方法	【電子】 二次元コード等を送付し専用アプリにて購入 【紙】 販売店舗にて二次元コード等を持参の上購入
販売期間	【電子】 令和6年11月15日(金)～令和7年1月31日(金) 【紙】 令和6年11月15日(金)～令和6年11月29日(金)
購入限度	【電子・紙】 各世帯員数のみ
使用期限	令和6年11月15日(金)～令和7年1月31日(金)
利用可能店舗	①中土佐町にて活動のある店舗及び町内にて販売実績のある移動販売車 ②高知信用金庫の運営する『ジモッチャビジネス』へ登録のある店舗 上記①及び②に該当する店舗 (ただし、登録申請を提出して店舗のみに限る)
その他	発送方法は特定記録とする

(※1) 発行総額については、全町民が電子商品券を利用したと想定したものとする。

(※2) 電子商品券及び紙クーポンの割合は、住民の選択により変動する。なお、紙クーポンの発行数は800冊を上限とする。

(2) 紙クーポンの概要

名称	中土佐町物価高騰対策プレミアム付商品券
1セット当たりの構成	@ 1, 000円×4枚
印刷	@ 1, 000円
その他	・文字校正及び色校正は必要回数(2回以上)とする ・発送方法は特定記録とする

3. 商品券の使用可能期間

令和6年11月15日(金)～令和7年1月31日(金)

4. 商品券の使用制限

(1) 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- ① 他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙及びプリペイドカード等の換金性の高いもの
- ② 不動産及び金融商品
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する麻雀、パチンコ等及び同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ④ 国税、地方税、使用料等の公租公課
- ⑤ 事業上取引に係るもの
- ⑥ たばこ等法令の規定により定価以下での販売が認められていないもの
- ⑦ その他委託者が不相当と認めるもの

(2) 紙クーポンの利用があった場合は、釣銭は出さないものとする。

(3) 商品券と現金との引換はできないものとする。

(4) いかなる場合においても、有効期限後の商品券の使用はできない。

5. 取扱店登録資格

商品券の取扱店の登録資格は、次の①から③に該当する事業者を除いたもので、受託事業者の運営する専用アプリに登録があり、かつ、中土佐町内に事業所の住所を有する店舗及び販売実績のある移動販売車に限る。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。

③ 法令又は公序良俗に反するもの。

6. 取扱店の登録受付期間

令和6年10月15日（火）から令和7年1月31日（金）

7. 取扱店の登録方法

- (1) 受託事業者が運営する専用アプリへ登録する。
- (2) アプリ内にて中土佐町物価高騰対策プレミアム付商品券事業申請フォームから登録処理を行う。なお、令和6年6月3日から令和6年10月31日の期間実施された中土佐町物価高騰対策プレミアム付商品券事業へ登録のある店舗については上記登録申請を省略することも可能とする。
- (3) 受託事業者は、登録があった場合は登録情報を町へ送付すること。
- (4) 町は、登録内容に不備等がないか確認し、速やかに登録処理を実施すること。
- (5) 受託事業者は、登録が完了した事業者へ商品券取扱店ステッカー等のツールを配布する。
- (6) 取扱店は受託事業者より届いた二次元コード及びツール等を「3. 商品券の使用可能期間」中は必ず提示すること。
- (7) 取扱店の登録にかかる費用は無料とする。

8. 取扱店募集に関する周知方法

- (1) 中土佐町ホームページでの周知
- (2) その他

9. 登録済取扱店一覧の周知方法

- (1) 中土佐町ホームページへの掲載
- (2) 紙クーポン販売時に配布
- (3) その他

10. 換金方法

取扱店は換金するための申請は不要とし、受託事業者は月2回程度（※3）を目途に期間中使用された売上を自動集計し、換金振込を実施する。なお、換金振込は専用アプリ内にて登録した口座へ行うものとし、これに係る手数料は受託事業者が負担する。

（※3）毎月15日締め20日払い及び月末締め翌月5日払いを原則とする。

11. 取扱店の遵守事項

- (1) 特定取引において商品券の受け取りを拒んではならない。

- (2) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用を行ってはならない。
- (3) 商品券を事業者間取引に伴う代金の支払いに使用してはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町へ報告すること。
- (5) 受領した商品券は、取扱店の責任により管理を行うこと。
- (6) 町が配布する商品券取扱店ステッカーを顧客から見て目立つ場所に掲示すること。
- (7) 町と適切な連携体制を構築すること。

12. 取扱店資格の喪失

町は、取扱店がこの要項に定める事項に違反すると判断したときは、換金の停止及び取扱店登録の取り消しを行うことができる。また、町及び受託事業者に損害が生じた場合には、町及び受託事業者は損害金を請求することができる。

13. 紛失等の責務

利用者から受領した紙クーポンの盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

14. 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに受託事業者に届け出るものとする。